



熊本県公報

第 1 2 5 9 0 号

平成 29 年 1 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 29 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (情報企画課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の使用開始…………… (〃) 2
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (〃) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更…………… (〃) 4
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 4
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 5

公 告

- 平成 29 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 8
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 9

登 載 依 頼

- 熊本県子ども・子育て会議の開催…………… (子ども・子育て会議) 9
- 上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 10
- 八代地域保健医療推進協議会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会) 10
- 阿蘇地域保健医療推進協議会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 10
- 平成 28 年度第 2 回熊本県医療審議会の開催…………… (医療審議会) 11
- 第 4 1 回熊本県地方港湾審議会の開催…………… (地方港湾審議会) 11
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 11
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (〃) 12
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (〃) 13
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (〃) 14
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (〃) 14
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表…………… (〃) 14

告 示

熊本県告示第 4 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 1 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
平成 29 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要

- 綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年2月9日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者については、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第44号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成29年1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成29年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村大字甲字築切 4946番5地先から 同所 4946番5地先まで	前	12.3 ～ 18.0	60.0	砂防事業に伴う道路区域からの除外
			後	8.0 ～ 18.0	60.0	

2 区域を変更する期日 平成29年1月27日

熊本県告示第45号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成29年1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成29年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	玉名郡南関町大字長山字宮野原 179番2地先から 同所 187番4地先まで	76.2	単幹道

2 供用を開始する期日 平成29年2月3日

熊本県告示第46号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成29年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人至誠会保利病院	山鹿市古閑 9 8 4 番地	平成 2 9 年 1 月 8 日から 平成 3 2 年 1 月 7 日まで
山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿 5 1 1 番地	平成 2 9 年 1 月 8 日から 平成 3 2 年 1 月 7 日まで

熊本県告示第 4 7 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本町本字二又 8 2 5 0 番、8 2 5 2 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二又 8 2 5 2 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 4 8 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21643040001	種畜の名前の変更	ニシキファイター	千勝利
21643040002	種畜の名前の変更	ノブナガ	十勝雄
21643040003	種畜の名前の変更	アオノヒーロー	勝利

熊本県告示第 4 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
石原 由起	菊陽訪問マッサージ	菊池郡菊陽町津久礼 4 7 1	平成 2 7 年 7 月 3 1 日

（はり師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
石原 由起	菊陽訪問マッサージ	菊池郡菊陽町津久礼 4 7 1	平成 2 7 年 7 月 3 1 日

（きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

石原 由起	菊陽訪問マッサー ジ	菊池郡菊陽町津久礼 4 7 1	平成 2 7 年 7 月 3 1 日
-------	---------------	--------------------	-----------------------

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
増永 清人	木山整骨院	上益城郡益城町木山 3 9 0 - 1	平成 2 8 年 8 月 2 2 日
牧野 克典	整骨院 啓	荒尾市原万田字八反 田 6 3 0 - 1 ロック タウン荒尾店内	平成 2 8 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 5 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村上 秀明	むらかみ整骨院	玉名市伊倉南方 9 9 4 - 1	平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日
福島 謙知	ふくふく整骨院	人吉市中青井町 2 8 7 - 1 4	平成 2 8 年 9 月 2 1 日
増永 清人	木山整骨院	上益城郡益城町小谷 2 0 8 3 - 7（テク ノ仮設団地内）	平成 2 8 年 9 月 5 日
下吉 康隆	きずな整骨院 光の 森院	菊池郡菊陽町光の森 5 - 1 0 - 1	平成 2 8 年 1 1 月 7 日
田中 智大	きずな整骨院 光の 森院	菊池郡菊陽町光の森 5 - 1 0 - 1	平成 2 8 年 1 1 月 7 日
牧野 克典	きずな整骨院 光の 森院	菊池郡菊陽町光の森 5 - 1 0 - 1	平成 2 8 年 1 1 月 7 日

熊本県告示第 5 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

（変更箇所）			
施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
	施術所の所在地		
山野 雄大	玉名市繁根木 2 2 6	玉名市繁根木 3 1 1 － 1 8	平成 2 8 年 9 月 6 日

熊本県告示第 5 2 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 2 9 年 1 月 2 7 日から平成 2 9 年 2 月 2 日まで

熊本県告示第 5 3 号

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成 2 9 年 1 月 1 7 日	菊池市泗水町	1 戸 1 頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第 5 1 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成 2 9 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 業務委託の内容
平成 2 9 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 履行場所
仕様書による。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「I C カード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、I C カードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により I C カードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格

- を、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要事項を、入札参加資格審査申請書に記入し、入札参加資格審査を受けること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本市告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第 6 条に定める入札参加資格者に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない場合は、次のアからエまでの競争入札参加資格審査申請書に提出する。また、入札参加資格を有する者が、本入札に参加する期間に降も当該登録内容の変更が必要となる場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末日までに当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
- イ 公告の日から平成 29 年 2 月 9 日（木）午後 5 時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本市出納局管理調達課管理班（熊本市庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- エ 提出方法
熊本市庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本市物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本市告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去 5 年以内に本市と同規模以上の広域的なネットワーク（WAN）施設数及び管理対象機器数の監視業務等の実績があること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2 (5) の WAN の監視業務等実績の対象となる契約書の写し
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付する (1) イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本市との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成 29 年 2 月 23 日（木）午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 2 月 23 日（木）午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 3 月 9 日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法

- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 3 月 8 日（水）午後 5 時まで電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成 29 年 3 月 9 日（木）午前 10 時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、入札書及び提出を行うときは、平成 29 年 3 月 8 日（水）午後 5 時（必着）までに 1（3）の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。なお、本入札は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1

項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) に掲げる期限

イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること

(本公告に係る発注・契約担当部局)

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Kumamoto Wide Area Network operation and management service

(2) Date and Place for tender

Date: March 9th 2017 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information

Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

(9th floor of Prefectural Government New Building)

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 52 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) 第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 1 月 27 日から同年 2 月 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
米田 珠生	八代市井揚町	八代市高小原町字本畑割 1 4 8 4 番 1
フィールドマスタ ー合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町芝口字九番割 4 7 6 番 1 ほか 5 筆

錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内 1 8 5 6 番 2 ほか 2 筆
角岡 尚敏	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字紺屋町 1 6 3 番 1

2 申請年月日
平成 2 9 年 1 月 1 1 日

熊本県公告第 5 3 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	七浦地区（大 木場工区）	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	平成 2 8 年 1 0 月 7 日	熊本県

熊本県公告第 5 4 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 月 2 7 日から同年 2 月 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社もやいネ ット真城	菊池郡大津町真木	菊池郡大津町大字真木字西津留 7 4 3 番 1 ほか 1 0 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 1 月 1 3 日

登載依頼

熊本県子ども・子育て会議公告第 1 号

熊本県子ども・子育て会議の会議を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県子ども・子育て会議

- 開催日時
平成 2 9 年 2 月 2 日（木）
午前 1 0 時から
- 開催場所
熊本県熊本市東区健軍 1 丁目 5 番 3 号 熊本県市町村自治会館別館 2 階「大会議室」
- 内容
(1) くまもと子ども・子育てプランに関する事項（審議）
①平成 2 7 年度の達成状況の点検・評価について
②教育・保育の量の見込みと確保方策の変更について
(2) 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン及び熊本復旧・復興 4 カ年戦略について（報告）
- 傍聴者の定員
1 0 人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県子ども・子育て会議事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
（電話 0 9 6 — 3 3 3 — 2 2 2 5）

上益城地域保健医療推進協議会公告 1 号

平成 28 年度上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成 29 年 1 月 27 日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 2 月 7 日（火） 午後 2 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町御船 986 上益城郡医師会館
- 3 議題
(1) 会長・副会長の選出
(2) 第 6 次上益城地域保健医療計画の進捗状況及び重点施策について
(3) 地域医療構想について
(4) 熊本地震の対応について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
上益城郡御船町辺田見 400 番地
上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話 096-282-0016）

八代地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 28 年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 29 年 1 月 27 日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 2 月 10 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町 1660 番地
熊本県南広域本部 5 階 大会議室（八代総合庁舎 5 階）
- 3 議題
(1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
(2) 第 6 次八代地域保健医療計画の本年度の取組みについて
(3) 熊本県地域医療構想の原案について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において受付のうえ、事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県八代市西片町 1660 番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話 0965-33-3197）

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第 1 号

阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 29 年 1 月 27 日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 2 月 8 日（水） 午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
阿蘇市一の宮町宮地 2402
熊本県阿蘇総合庁舎 別館 2 階 大会議室
- 3 議題
(1) 第 6 次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 阿蘇地域医療構想検討専門部会の報告について
(3) 救急医療専門部会の報告について

- (4) その他
4 傍聴者の定員
10 名
5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
6 問合せ先
阿蘇市内牧 1 2 0 4
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇保健所総務福祉課）
（電話 0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5）
-

熊本県医療審議会公告第 2 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 稠

- 1 開催日時
平成 2 9 年 2 月 1 日（水）
午後 2 時から午後 3 時まで
2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
3 議案
地域医療構想について
4 傍聴者の定員
10 人
5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
6 問い合わせ
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 5）
-

熊本県地方港湾審議会公告第 2 号

第 4 1 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 2 9 年 2 月 3 日（金）午前 1 0 時～正午
2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
3 議題
(1) 八代港港湾計画の変更（外港地区における旅客埠頭計画等）
(2) 八代港臨港地区内における分区の変更
4 傍聴者の定員
10 人
5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付をした上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
6 お問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部河川港湾局港湾課）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 1 6）
-

熊本県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

(1)政党の支部

(口)国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党 熊本県天草市 第三支部	楠本 千秋	江崎 啓造	熊本県天草市 亀場町亀川 63-15	平成28年9月29日	○
自由民主党 熊本県熊本市 第二支部	松村 秀逸	内田 すみ子	熊本県熊本市 北区高平3丁目 13番35号	平成28年12月26日	○

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(ハ)国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あさだ敏彦後援会	阪口 峻一	田上 稔	熊本県荒尾市 平山839	平成28年12月26日
井寺正憲後援会	井寺 正憲	井寺 俊史	熊本県山鹿市 南島1013-5	平成28年12月27日
宇城市の未来を 考える会	中山 弘幸	中山 幸枝	熊本県宇城市 三角町郡浦1519	平成28年11月10日
梅田ゆたか後援会	渡辺 朔	藤原 幸一	熊本県上益城郡 山都町下馬尾 396番地	平成28年12月21日
小川栄二後援会	西牟田 幹男	古川 健二	熊本県山鹿市 鹿北町岩野316	平成28年12月15日
きら清一後援会	吉良 清一	岡本 米蔵	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村両併 2015	平成28年12月28日
熊本電気鉄道 労働組合 交通政策研究会	中野 美昭	福田 赴文	熊本県熊本市 中央区黒髪 3-7-29 別館2階	平成28年12月15日
熊本バス 交通政策研究会	飯星 和美	坂田 香織	熊本県熊本市 東区画図町重富 600	平成28年12月19日
杉本康親後援会	江崎 勝義	有働 昇	熊本県山鹿市 城3107	平成28年11月15日
せいた昭一後援会	勢田 昭一	疋田 朗英	熊本県山鹿市 菊鹿町上永野659	平成28年11月18日
園田幸雄後援会	林田 忠正	齊藤 伸二	熊本県宇城市 松橋町砂川 1280番地	平成28年12月27日
立山大二郎後援会	立山 大二郎	立山 琢朗	熊本県山鹿市 山鹿376-1	平成28年10月6日
村上まゆ子の会	村上 真由子	村上 諭	熊本県宇城市 松橋町久具 358-58	平成28年11月10日
やまべ良二後援会	山部 良二	朝倉 公一郎	熊本県菊池郡 大津町美咲野 3-24-8	平成28年12月7日

熊本県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項等の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 27 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党熊本県本部	代表者の氏名	城下 広作	江田 康幸	平成28年9月24日
	会計責任者の氏名	前田 憲秀	城下 広作	平成28年9月24日
社会民主党 熊本県連合	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区大江6-9-8 エースコーポ207号	熊本県熊本市 中央区九品寺1丁目 17-9	平成28年11月4日
	会計責任者の氏名	今泉 克己	高嶋 英俊	平成28年11月4日
自由民主党 荒尾市支部	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市 東屋形2丁目1-9	熊本県荒尾市 本井手1552-68	平成28年11月22日
	代表者の氏名	島田 稔	重村 栄	平成28年11月22日
	会計責任者の氏名	木原 裕子	松本 一平	平成28年11月22日
自由民主党 熊本県参議院選挙区 第二支部	会計責任者の氏名	久保 清子	林田 真美	平成28年11月17日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中川かつや後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市玉名 1999番地1	熊本県玉名市高瀬 270-1	平成27年4月30日
西山むねたか後援会	会計責任者の氏名	今中 真之助	西山 順子	平成28年3月1日
馬場せいし後援会	会計責任者の氏名	久保 清子	林田 真美	平成28年11月17日
藤木しんや後援会	主たる事務所の所在地	熊本県上益城郡 嘉島町大字鯨字高八 2792	熊本県熊本市 南区野田3丁目 13-1	平成28年12月19日
	会計責任者の氏名	小山 勲	田尻 恒憲	平成28年12月19日
まえだ徹一後援会	代表者の氏名	野口 茂志	斉藤 兎紀夫	平成28年4月1日
	会計責任者の氏名	前田 文雄	野口 茂志	平成28年4月1日
光永くにやす後援会	代表者の氏名	矢嶋 正昭	光永 邦保	平成28年12月10日
村上まゆこの会	政治団体の名称	村上まゆこの会	村上まゆ子の会	平成28年11月15日
龍誠社	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 西区田崎町380 ヤマサビル302	熊本県上益城郡 甲佐町上早川254	平成27年12月2日
	代表者の氏名	中村 光一	本田 龍一	平成27年12月2日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成29年1月27日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県陸運支部	岩田 昭彦	平成28年11月8日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
くどう秀一後援会	川上 富敏	平成28年12月27日
小山ひろし後援会	小山 裕士	平成27年12月28日
高山正夫後援会	高山 正夫	平成28年5月1日
チェンジ人吉	村口 隆	平成27年6月1日
天晶会	平田 晶子	平成27年12月31日
村口たかし後援会	園田 昭祐	平成28年12月1日
龍誠社	中村 光一	平成27年12月30日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 0 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

資金管理団体の届出をした者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
吉良 清一	村長	きら清一後援会	熊本県阿蘇郡南阿蘇村函併2015	平成28年12月28日
中山 弘幸	市長	宇城市の未来を考える会	熊本県宇城市三角町郡浦1519	平成28年11月9日
村上 真由子	市長	村上まゆ子の会	熊本県宇城市松橋町久具358-58	平成28年11月8日
山部 良二	町議会議員	やまべ良二後援会	熊本県菊池郡大津町美咲野3-24-8	平成28年12月7日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
山本 秀久	秀友会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目41-5-102	熊本県熊本市水前寺6丁目41-5-102	平成24年4月1日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 2 号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次

のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体でなくなった旨の届

(1)法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
高山 正夫	高山正夫後援会	平成28年5月1日